

中
日
兵
手
帳

陸
軍
省

勅論

わがくに
我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある昔神武天皇躬
つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものどもを
討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひ志よ
り二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに随ひて兵制
の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制に
て時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど大凡
兵権を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の
制度唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防入り

屯田兵手帳 一 陸軍省

など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狙れ
て朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農をのつから二に分れ
古の徴兵はいつとなく壮兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の
権は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の乱と共政治の
大権も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の
様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらすとはい
ひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間
しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰
へ剩外國の事とも起こりて其侮をも受けぬへき勢に迫りけれ

ちん おおじのみこととにんとうてんのうちのみこととめいてんのう
は朕が皇祖仁孝天皇皇孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこ
かたじけな またかしこ
そ、忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初
せいたいしようんそのせいけん へんじやう だいまうしようみようそのほんせき ほうかん とし へ
征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経す
かいだいいつとう よ いにしえ せいぞ ぶく これぶんぶ ちうしんりようひつ
して海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼
ちん ほよく いさお れきせいそそう もつぼらそうせい あわれ たま
ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御
いたく しかしながらわがしんみん そのころろ じゆんぎやくことわり わきま たいぎ
遺澤なりといえとも 併 我臣民の其心み順逆の現を辨へ大儀
をもち し ゆえ このとき おい へいせい あらた
の重きを知れるが故にこそあれされは此時に於て兵制を更め
わがくに ひかり かがやか おも この ねん ほど りくかいぐん せい いま さま
我國の光を輝さんと思ひ此十五年が程に陸海軍の制をは今の様
たてさだ それへいば たいけん ちん す とこひ
に建定めぬ夫兵馬の大権は朕が統ふる所なれば其司々をこそ

屯田兵手帳

二

陸

軍

省

しんか まか そのたいこう ちんみずからこれ と あへ しんか ゆた
臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攪り敢て臣下に委ぬへきも
のにあらず子々孫々に至るまで篤くこの旨を傳へ天子は文武の
たいけん しゃうあく ぎ ぞん ふたたびちうせいいかう ごと したたい
大権を掌握するの儀を存して再中世以降の如き失體なからん
ことを望むなり のぞ

ちん なんじらぐんじん だいげんすい
朕は汝等軍人の大元帥なるそされば朕は汝等を股肱と頼み汝等
ちん とうしゆ あふ そのしたしみ こと ぶか ちん こくか ほうご
は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕が國家を保護
しようてん めぐみ おう そぞう おん ぐく こと う え
して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまいらする事を得るも得さ
なんじらぐんじん そのまよく つく つく よ わがくに
るも汝等軍人が其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の
みいずふ なんじらよ ちん そのうれい とま わがぶこれあが
稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武惟揚

りて其榮を輝さは朕汝等と其譽を偕にすべし汝等皆其職を守
り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く
太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華となりぬへし朕斯
くも深く汝等軍人に望むならば猶訓諭すへき事こそあれいてや
之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの
誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は
此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人に
して報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長ず

屯田兵手帳 三 陸軍省

るも猶萬人にひとしかるへし其隊伍も整い節制も正くと
も忠節を存せざる軍隊は事に望みて烏合の衆に同かるへ
志抑 國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の
消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘
らず只一途に己が自分の忠節を守り義を山嶽よりも重く死
は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名
を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に
至るまで其間に官職の階級ありて統属するのみならず

どうれつどうきふ
同列同級とても停年に新舊あれは新任の者は舊任のものに
ていねん しんきゅう
服従すへきものそ下級のものは上官の命を承ること實に
かきふ
たうち ちん めいすうけたまは
直に朕が命る承る義なりと心得よ己が隸属する所にあら
じやうきふ もの もちろんていねん おのれ
すとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに対志ては總
けいらい つく またじやうきふ もの かきふ
へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊かも
いふきようじやう
輕侮驕傲の振舞あるへからす公務の爲に威嚴を主とする時
かくべつ そのほか ねんころ とりあつか じあい せんいち こうろがけ
は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛
じやうかい つち わうじ きんろう もしぐんじん
け上下一致して王時に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀
みだ かみ うやま しも めく
を紊り上を敬はす下を恵ますして一致の和諧を失ひたらん
わかい うしな

屯田兵手帳 四 陸軍省

ただ ぐんたい とどくい
には啻に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き
ざいにん
罪人なるへし
がた

ぐんじん ぶゆう たつと それぶゆう わがくに いにしえ たつと
一軍人は武勇を尚ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴
へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふま
ま ぐんじん たたかい のぞ てき あた しよく かたとき ぶゆう
し況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を
わそ
忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて
おなじ けつき そばう ぶるまい ぶゆう せうゆう
同からす血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ
がた ぐんじん つね よ ぎり わきま よ たんりよく ね
難志軍人たらんものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り
しりよ
思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大敵たり
そうてき あなと たいてき

とも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは
武勇を尚ふものは常々人に接するには温和を第一とし諸人の
愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは
果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきこと
にこそ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれ
とわけて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあら
んこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡
すをいふなりされは信義を盡さむと思は、始より其事の成

屯田兵手帳

五

陸

軍省

し得へきか得へからさるかを審に思考すへし臆氣なる事
を假初に諾ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立て
んとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも
其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐
むへからすと知り其義はとても守るへからすと悟りなは
速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて
大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を
守りあたらず英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名
を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやは

あるへき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ
軽薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貧汚に陥りて志も
無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせ
らるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不孝なりといふも中々愚
なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の伝染病の如く蔓延
し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼
れて曩に免黜条例を施行し略此事を戒め置きつれと猶も
其悪習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふる

屯田兵手帳

六

陸軍省

そかし汝等軍人ゆめ此訓誠を等閑にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすさて之を行は
んには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にし
て一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言
も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にか立つへき心たに誠あら
は何事の成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の
常経なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を
守り行ひ國に報ゆるの努を盡さは日本國の蒼生挙りて之を悦ひ
なん朕一人の憚ひのみならんや

明治十五年一月四日

御名

屯田兵手帳

七

陸軍省

讀法

兵隊ハ ヘイタイ 皇威ヲ發揚シ クワウキ 國家ヲ保護スル爲メニ設ケ置カル者ナレハ モ 此兵員ニ加ル者ハ コノヘイイン 堅ク左ノ條件ヲ守リ違背スヘカ

ラス

第一條 セイシン 誠心ヲ本トシ チウセツ 忠節ヲ盡シ フシンフチウ 不信不忠ノ所爲アルヘカラサ

ル事 コト

第二條 チヤウジヤウ 長上ニ敬禮ヲ盡シ ツク 等輩ニ信義ヲ致シ イタ 粗暴倨傲ノ所爲アルヘカラサル事 コト

ルヘカラサル事 コト

第三條 チヤウジヤウ 長上ノ命令ハ メイレイ 其事ノ如何ヲ問ハス ソノコト 直チニ之ニ服從シ イカン

屯田兵手帳

八

陸

軍

省

抗抵干犯ノ所爲アルヘカラサル事 コウテイカンハン シヨキ コト

第四條 タンイユウ 膽勇ヲ尚トヒ グナム 軍務ニ勉勵シ ベンレイ 恐怯柔懦ノ所爲アルヘカラサル事 コト

サル事 コト

第五條 ケツキ 血氣ノ小勇ニ誇リ争鬪ヲ好ミ ホコ 他人ヲ侮慢シ サウトウ 他人ノ厭忌 コノ タジン ブマン タジン エンキ

ヲ来ス等ノ所爲アルヘカラサル事 キタ トウ シヨキ コト

第六條 ダウトク 道德ヲ修メ ヲサ 質素ヲ主トシ シツツ 浮華文弱等ニ流ルノ所爲アルヘカラサル事 シユ フクワブンジヤク ナガ シヨキ

ルヘカラサル事 コト

第七條 メイヨ 名誉ヲ尚トヒ タフ 廉恥ヲ重シ レンチ 賤劣貧汚ノ所爲アルヘカラサル事 フモ センレツタン シヨキ

サル事 コト

イジャウカトケトコロ ホカホフリツキソク 以上掲ル所ノ外法律規則ニ違反シ罪ヲ國家ニ得ルニ至テハ
 フソ ハツカ 父祖ヲ辱シメ家聲ヲ汚シ醜ヲ後世ニ遺ス獨リ其身現在ノ恥辱
 ノミナラサルナリ況ハンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲモ
 ハクタク ヨ 剥奪セラレ世ニ立チ人ニ接ルモ總テ對等ノ權利ヲ得サルニ至
 カイシン オイ 戒愼ヲ加ヘサルヘカラス就中陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ
 コラ タ 懲ス爲メニ特ニ設ケラルゝモノタルヲ以テ其刑亦頗ル嚴ナリ
 ガンジン コレ 軍人ニシテ之ヲ犯セハ本分ヲ誤リ軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナ
 ラス遂ニ世人ノ信用ヲ損シ陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等其責更ニ重シ
 ツビ セジン

屯田兵手帳 九 陸軍省

平素自ラ決シテ違犯スヘカラサルモノナリ
ヘイソミツカ ケツ キハン

誓文

コンバンオンヨミキケアヒナリソロドクハフノデウデウカタ アヒマモ チカツ キハイツカマツルマヂクソロコトミキ
 今般御讀聞相成候讀法之條々堅ク相守リ誓テ違背仕間敷候事右
センセイクタンノゴトシ
 宣誓如レ件

明治 年 月 日

別 徴	痘	眉	髪	顎	口	鼻	眼	額	顔	幹	人 相
曹 長		軍 曹		一 等 軍 曹		二 等 軍 曹		上 等 兵	一 等 卒	二 等 卒	編 入

屯田兵手帳
十
陸軍省

妻	婚 姻	祖		母	父	産 所	年 齡	本 貫	所 管
		母	父						
子	兄 弟 姉 妹	祖	養	養		住 所	誕 生	姓 名	族 職 業
		母	父	母	父				

屯田兵

履

歴

屯

前

入

編

田
兵
手
帳

十
一

陸

軍

省

賞 褒	歴 履	屯	後 入 編
		田 兵 手 帳	
		十二	
		陸 軍 省	

務

戰

出

屯

科

罰

田
兵
手
帳

十三

陸
軍
省

満役
或ハ
除役

公傷
及ヒ
公病

戦死
或ハ
病死

屯田兵手帳

十四

陸軍省

服				被				品目	
夏衣袴				第一種衣袴				第二種帽	
								員年	数月
								員年	数月
								員年	数月
								員年	数月

屯田兵手帳

十五

陸軍省

服										被			
麻製脚絆			木綿製手套			夏襦袢袴下				品目			
										員年			
										数月			
										員年			
										数月			
										員年			
										数月			

屯田兵手帳

十六

陸軍省

表														與				給			
冬襦袢袴下						襟布				第二衣袴											

給與表				被服				品目	年 月 数
外 套		拍 車	作 業 衣 袴	靴 下			員		
								員	年 月 数
								員	年 月 数
								員	年 月 数
								員	年 月 数

屯田兵手帳
十七
陸軍省

給與表									
短靴							革製脚絆		

屯田兵条例（明治七年十月三十日制定）

緒言

開拓ノ業漸ク緒ニ就キ、戸口從テ繁殖ス。之ヲ保護スルノ兵備ナカルヘカラス。故ニ今般政府ノ允許ヲ經、往古兵ヲ農ニ寓スルノ意ニ基キ、屯田兵ノ制ニ倣ヒ、新ニ人民ヲ召募、兵隊ニ編入シ、永世其地ノ保護ヲ為サシム。凡ソ其選ニ當ル者專ラ力ヲ耕稼ニ盡シ、有事ノ日ニ方テ其長官ノ指揮ヲ受ケ、兵役ニ從事スベシ。故ニ平生農隙ノ日ヲ以テ訓練ヲナシ、極テ闕乏ナキ

屯田兵手帳

二十一

陸

軍

省

ヲ要ス。因テ條例規則ヲ左ニ掲ク。

編制

一、屯田兵ハ徒歩憲兵ニ編成シ有事ニ際シテ速ニ戦列兵ニ轉スルヲ要ス

一、上下士官ノ数多キヲ以テ聯隊、大隊等ニ属スル列外諸員ノ内平常ハ格別ニ之ヲ置カサルモノ多シ、故ニ聯隊、大隊ノ長官適宜ニ編成諸隊ヨリ取りテ其員ヲ充タスヘシ

一、屯田兵ノ一伍ヨリ組テ終ニ聯隊ニ至ル即チ左ノ如シ

但シ一分隊ハ六伍、一小隊ハ四分隊、一中隊ハ二小隊、一大

隊ハ二中隊、一聯隊ハ三大隊ニシテ之ニ附屬スル諸官ヲ合ス者ナリ

一、伍準伍長一名、兵卒四名

一、分隊六伍、準少尉分隊長一名、準軍曹二名、準伍長六名、兵卒二十四名合計三十三名

一、小隊四分隊、準中尉小隊長一名、準少尉四名、準軍曹八名、準伍長二十四名、兵卒九十六名、喇叭卒四名、合計百三十七名

一、中隊二小隊、準大尉中隊長一名、準中尉二名、準少尉八名、準曹長一名、準軍曹十六名、準伍長四十八名、兵卒百九十二名、

屯田兵手帳

二十二

陸

軍省

喇叭卒八名、合計二百七十六名

一、大隊二中隊、準少佐大隊長一名、準大尉二名、準中尉四名、準少尉十六名、會計方一名、医官一名、下副官準曹長一名、準曹長二名、準軍曹三十二名、準伍長九十六名、喇叭準伍長一名、兵卒三百八十四名、喇叭卒十六名、合計五百五十七名

一、聯隊三大隊、準中佐聯隊長一名、準少佐三名、準大尉六名、準中尉十二名、準少尉四十八名、會計方準少尉三名、医官三名、下副官準曹長三名、準曹長六名、準軍曹九十六名、準伍長二百八十八名、喇叭準伍長三名、兵卒千百五十二名、喇叭

卒四十八名、合計千六百七十二名

検査

一、年齢十八歳乃至三十五歳身体強壯ナルモノ

下士以下昇級法

一、曹長以下ノ欠員アルトキハ之ヲ補フニハ少クモ左ノ時間ヲ経シ者ニ非サレハ之ニ任スルヲ得ス

伍長 屯田兵トナリテ六ヶ月ヲ経シ者

軍曹 屯田兵伍長トナリテ六ヶ月ヲ経シ者

曹長 屯田兵軍長トナリテ六ヶ月ヲ経シ者

屯田兵手帳

二十三

陸

軍

省

下副官 屯田兵軍曹トナリテ一ヶ月ヲ経シ者

勤務

一、聯隊長ハ其保護ヲ要スル最大緊要ノ地ニ在テ部下諸大隊ヲシテ個所及連絡ヲ失ハス有事ニ際シテ直ニ一定ノ地ニ集合セシムルヲ要ス

一、有事ニ際シテ集合ノ場所ハ各小隊毎ニ適宜ニ定メ置キ兵卒全ク集合スルトキハ小隊之ヲ引率シテ又各々定メラレタル地ニ到ルベシ

一、屯田兵諸勤務ハ凡ソ憲兵ノ規則ニ據ルヘシト雖モ目下北

海道ニ於テハ人民寡少事務閑暇ナルヲ以テ其細目ノ如キ之ヲ行フトキハ却テ徑庭ヲ生スヘキカ故ニ各長官ノ適宜ニ処分スルヲ以テ可トスヘシ

一、火災、洪水、其他非常ノ際ニ於テハ屯田兵直チニ其場所ニ出張シ人民ノ危急ヲ救ヒ又其物品保護ヲ為スベシ

一、銃器、農具等ニ損所アルトキハ伍長ニ申出、伍長ヨリ係リ軍曹ニ申報スベシ

一、一ヶ月ニ一度伍長ハ伍中ノ武器ヲ検査シ錯、損所、破綻ヲ改ムヘシ

屯田兵手帳

二十四

陸

軍

省

一、練兵ハ十二月ヨリ四月ニ至ル農事ノ間ニ当テ各所ニ中隊或ハ大隊ノ生兵ヲ集合シ生兵小隊撤兵射的ノ演習ヲ一過スルヲ要ス、已ニ一過セシ兵ニ於テハ農間ニ當リ各長官ノ見ヲ以テ時々復習セシムルヲ以テ足レリトス

休暇

一、私用ニテ十里以外ニ出ル者、或ハ一泊ノ旅行ハ小隊長ノ許可ヲ得、二泊以上ハ中隊長ノ許可ヲ得ヘシ

一、定例ノ休日ヲ除ク外開墾地ヘ出勤スベシ但シ病氣其他事故アル時ハ其長ヘ届出スベシ

一、年中休日左ノ如シ

元始祭一月三日、孝明天皇祭一月三十日、紀元節二月十一日、
神武天皇祭四月三日、札幌神社祭六月十五日、天長節十一月三
日、外ニ父母ノ祭日、十二月二十七日ヨリ一月七日マデ

諸給助及貸渡定則

一、諸給与ハ屯田ノ家宅ニ入ルヨリ滿三年ヲ限トス

一、疾病アル者ハ給助年限中医薬ヲ給シ死スル者アレバ埋葬
料ヲ給スヘシ

一、軍功死傷等ノ処分ハスベテ一般ノ軍隊ニ準スベシ

屯田兵手帳

二十五

陸

軍

省

官物

一、武器一切

給与品

農具 鋤大小二挺、砥荒中二個、山刀一挺、鐮一挺、鋸一挺、
鎌柴刈草刈二柄、薙一枚

家具 鍋大小二個、釜一個、椀三ツ組三人前、手桶一荷、小
桶一具、担桶一荷、夜具十五歳以上四布一枚三布一枚、十四歳
ヨリ七歳マテ四布一枚、六歳以下給セス

錢糧米 七合五勺一日分

塩菜料 金五拾錢一日分

但シ十四歳以下ハ一日米五合金三十七錢五厘、六歳以下ハ一日米三合金二十錢

移住辨裝費 金二円、十四歳以下ハ金一円

旅費 金三十三錢一日十里、六歳以下ハ半ヲ減ス

駄賃 金二円六十錢一日十里、一戸馬二匹单身者ハ半ヲ減ス

廢疾者帰国旅費 金七十五錢一日十里、家族七歳以上ハ金

六十五錢、七歳以下ハ半ヲ減ス 单身者ハ別段手当金二十五錢

居宅 一戸、但シ单身者ハ一戸四人トス

屯田兵手帳

二十六

陸

軍

省

給幼年限中妻ヲ娶ル者ハ別戸ヲ給シ妻子ノ救助ハ夫ノ満期マテトス

埋葬料 金十三円、家族七歳以上金七円五十錢、六歳以下ハ

金三円二十五錢

罰

一、有事、平常二関セス凡ソ屯田兵兵器ヲ以テ犯セシ罪科ハ軍律ヲ以テ処分ス其外平常ニ在テ武器ヲ用ヒサル者ハ国憲ニ依テ処分スベシ

屯田兵諸官ノ職務

聯隊長 部下屯田兵諸隊ノ事務ヲ總理シ會計等ノ書類ヲ監シ
中隊長以下微細ノ諸件ニ関ルコト無シ例年一度適宜ニ集合ノ
地ヲ定メ部下ノ諸隊ヲ檢閲ス

大隊長 部下中隊勤務ノ良否及會計書類ヲ監シ、聯隊長ト中
隊長ノ中間ニ在テ事務ヲ為シ中隊長ヨリ出ス諸件、書類ヲ聯隊
長ニ呈ス

中隊長 部下屯田兵ノ勤務ヲ指揮シ又専ラ會計諸務ニ任シ小
隊長ヨリ差出ス諸件ノ書類ヲ大隊長ニ呈ス、又此官ハ部下小隊
ノ人員諸官ノ取締ヲ管理スベシ

屯田兵手帳

二十七

陸軍省

小隊長 屯田兵勤務上ノ細件ヲ管シ之ヲ指揮ス、又分隊長ヨ
リ出ス勤務ノ書類ヲ檢シ部下ノ人員調及諸取締等ヲ司トル

分隊長 平常諸伍ノ勤務ヲ監シ諸伍ヨリ出ス所ノ書類ヲ小隊
長ニ出ス

勘定方 大隊長ノ指揮ヲ受ケ用度金及諸物品武器等諸入費ノ
精算ヲ為シ事務多端ナルトキハ軍曹ヲ以テ助役トス、大隊長ノ
文書ハ此官之ヲ任シ中隊、小隊、分隊ノ長官及伍長等へ直ニ往
復ス、中隊ノ人員及馬匹ノ名簿モ又此官ノ司トル所ナリ

下副官 大隊長ノ側ニ在テ中隊一般ノ勤務及首地ニ在ル諸伍

ノ事務取締等ヲ司トル

軍曹 分隊長ヨリ部下ノ諸伍二下シタル命令ヲ能ク遵守スルヤ否ヤニ注意シ又諸伍ノ武器、諸器械ニ損所アリテ引換或ハ修繕等ノ願イ出ルトキハ精細ニ之ヲ改メ其破損ノ原因ヲ書記シテ分隊長ニ出シ処分ヲ受クベシ

伍長 伍中ノ取締ヲ為シ勤務ヲ指揮シ命令ノ布達等ヲ司トル、晝夜ヲ限ラス差シ起リタル事件アルカ又ハ勤務ヲ為シタルトキハ直チニ分隊長ニ報告ス、至急ノ事件アルトキハ小隊長、分隊長双方ニ報知スルコトアルヘシ、伍長疾病不在等ニ当リテ

屯田兵手帳

二十八

陸

軍

省

ハ古参ノ屯田兵代勤ヲ務ムベシ

兵器

カツトリンク砲八門、佛蘭西ボード忽砲一門、水利堅ボード忽砲一門、六角砲大門、ログツト葉六、レミントン銃千五百七十二挺、大連短銃十六挺、六連照尺付短銃三挺、短銃三挺、短スヘンセール銃五十八挺、長スヘンセール銃二十一挺、蓄色付レミントン銃百七十七挺、エンヒール百七十挺、室内射的銃五挺、十六連銃二挺、ストライトル銃七挺

明治 15 (1882) 年

1月 陸軍省に移管・屯田事務係を開設

2月 北海道開拓使を廃止

8月 琴似を第一、二、山鼻を第三、四中隊に編成

明治 17 (1884) 年

5月 琴似を第一、山鼻を第二、江別と篠津を第三中隊に編成

8月 屯田兵起居定則、日課勤務及検査定則を制定

明治 18 (1885) 年

5月 屯田兵条例を制定、屯田兵本部に改称
本部長に永山武四郎

7月 野幌兵村 第一大隊第四中隊

10月 屯田兵本部概則、服務規則を制定

明治 19 (1886) 年

1月 北海道庁を設置

5月 東和田兵村 第二大隊第一中隊

明治 20 (1887) 年

3月 永山武四郎らが米露清国視察(翌年2月帰国)

5月 江別と篠津の第一大隊第三中隊を、第三大隊
第一中隊とする

野幌の第一大隊第四中隊を、第三大隊第二中隊
とする

新琴似兵村 第一大隊第三中隊

室蘭輪西兵村 室蘭屯田兵中隊

6月 兵員寄託積立金出納、各隊会計事務取扱、
金櫃規則を制定

明治 21 (1888) 年

5月 西和田兵村 第二大隊第二中隊

6月 永山本部長が北海道庁官を兼務

10月 兵村会規則を制定

明治 22 (1889) 年

2月 屯田兵増員5か年計画を発表

屯田兵手帳

二十九

陸軍省

年表

明治 2 (1869) 年

7月 開拓使を設置(8月蝦夷地を北海道と改称)

明治 4 (1871) 年

5月 札幌に開拓使庁を設置

7月 廃藩置県、桐野利秋が札幌鎮台設置を上申

明治 5 (1872) 年

明治 6 (1873) 年

1月 徴兵令を施行(北海道は除外)

5月 福山、江差騒動

6月 開拓使東京出張所に屯田課を設置

11月 黒田清隆開拓次官が屯田兵制度を建議

明治 7 (1874) 年

6月 黒田次官が陸軍中將兼務、憲兵事務等を総理

10月 屯田兵例則制定

明治 8 (1875) 年

3月 開拓使に屯田事務局を設置

5月 樺太千島交換条約に調印

琴似兵村 第一大隊第一中隊

明治 9 (1876) 年

9月 発寒村 第一大隊第一中隊に編入

山鼻兵村 第一大隊第二中隊

明治 10 (1877) 年

4月 西南戦争に第一大隊が出動

12月 屯田兵予備兵条例を制定

明治 11 (1878) 年

2月 土地給与規則を制定(1戸5千坪を1万坪に)

8月 江別兵村 第一大隊付属江別分隊

明治 14 (1881) 年

2月 屯田兵予備兵条例を廃止

7月 篠津兵村 第一大隊付属篠津分隊

11月 山鼻屯田兵による警察襲撃事件

上東旭川兵村 第三大隊第四中隊

明治 26 (1893) 年
 8月 西当麻兵村 第三大隊第五中隊
 東当麻兵村 第三大隊第六中隊

明治 27 (1894) 年
 7月 屯田兵条例を改正
 (予備役廃止、現役を3から8年に延長)
 屯田兵移住給与規則を改定

8月 滝川村南江部乙兵村 第二大隊第五中隊
 滝川村北江部乙兵村 第二大隊第六中隊

明治 28 (1895) 年
 3月 日清戦争へ出動、臨時第七師団を編成
 5月 深川村西秩父別兵村 第一大隊第六中隊
 深川村東秩父別兵村 第一大隊第七中隊
 深川村北一已兵村 第一大隊第八中隊
 深川村南一已兵村 第一大隊第九中隊
 深川村納内兵村 第一大隊第十中隊

6月 日清戦争の講和により臨時第七師団を解散
 11月 屯田兵給与地取扱規則を制定

明治 29 (1896) 年
 5月 第七師団正式設置・屯田司令部廃止
 石狩等4国に徴兵令施行
 6月 後備兵村に後備兵村会を設置
 後備役兵村及下土兵卒規則を制定

8月 第一大隊の第一中隊から第五中隊が現役を終了
 西秩父別の第一大隊第六中隊を第一中隊とする
 東秩父別の第一大隊第七中隊を第二中隊とする
 北一已の第一大隊第八中隊を第三中隊とする
 南一已の第一大隊第九中隊を第四中隊とする
 納内の第一大隊第十中隊を第五中隊とする

明治 30 (1897) 年
 5月 下野付牛兵村 第四大隊。この年に第一中隊

屯田兵手帳

三十

陸

軍

省

7月 屯田兵条例を改正、屯田兵司令部に改称
 司令官に永山武四郎
 篠路兵村 第一大隊第四中隊
 室蘭屯田兵中隊を第二大隊に改称
 従来の根室の第二大隊を第四大隊に改称

11月 屯田兵服務規則を改正
 12月 滝川村南滝川兵村 第五大隊第一中隊

明治 23 (1890) 年
 5月 屯田兵移住給与規則を公布
 7月 太田村南太田兵村 第四大隊第三中隊
 太田村北太田兵村 第四大隊第四中隊
 滝川村北滝川兵村 第五大隊第二中隊

8月 屯田兵条例を改正
 (歩・騎・砲・工兵で編成、服役期間を改定)

9月 屯田兵土地給与規則を公布
 (給与地を1万5千坪に改定)

10月 屯田兵募集に関する陸軍省告示
 (土族中心から平民に拡大)
 屯田兵及家族教令、兵村諮問会規則、
 公有財産取扱規程を制定

明治 24 (1891) 年
 2月 第一大隊と第二大隊を統合して第一大隊とする
 第三大隊と第五大隊を統合して第二大隊とする
 第四大隊はそのまゝ、第三大隊は一時的

6月 屯田銀行を開業
 永山村西永山兵村 第三大隊第一中隊
 永山村東永山兵村 第三大隊第二中隊
 沼貝村美唄兵村 屯田騎兵隊
 高志内兵村 屯田砲兵隊
 茶志内兵村 屯田工兵隊

明治 25 (1892) 年
 8月 下東旭川兵村 第三大隊第三中隊

南一已	28-29	深川市	香川、愛媛	200
北一已	28-29	深川市	香川、和歌山	200
西秩父別	28-29	秩父別町	香川、富山	200
東秩父別	28-29	秩父別町	香川、富山	200
納内	28-29	深川市	香川、東山	200
下野付牛	30-31	北見市端野	石川、岐阜	200
中野付牛	30-31	北見市	石川、山形	198
上野付牛	30-31	北見市相内	山形、石川	199
南湧別	30-31	上湧別町	愛知、熊本	200
北湧別	30-31	上湧別町	愛知、熊本	199
南剣淵	32	剣淵町	福島、宮城	169
北剣淵	32	剣淵町	和歌山、宮城	168
士別	32	士別市	宮城、福島	99

屯田兵総数 37 カ兵村計 7,337 人
(家族含む入植総数 約 4 万人)

屯田兵手帳

三十一

陸

軍

省

中野付牛兵村 第四大隊。この年に第二中隊
上野付牛兵村 第四大隊。この年に第三中隊
南湧別兵村 第四大隊。この年に第四中隊
北湧別兵村 第四大隊。この年に第五中隊
第四大隊の旧第一から第四中隊が現役を終了

明治 31 (1897) 年
5 月 全道に徴兵令施行

明治 32 (1899) 年
7 月 南剣淵兵村 第三大隊第三中隊
北剣淵兵村 第三大隊第四中隊
士別兵村 第三大隊第五中隊

明治 33 (1900) 年
4 月 第三大隊第一中隊、第二中隊を後備役に編入

明治 34 (1901) 年
3 月 第二大隊、屯田騎兵隊、屯田砲兵隊、
屯田工兵隊を解隊
10 月 屯田兵条例を改正 (現役期限を 5 年に)
後備役兵村及下土兵卒規則を廃止

明治 35 (1902) 年
3 月 第一大隊を解隊。屯田倶楽部を結成

明治 36 (1903) 年
4 月 第四大隊を解隊

明治 37 (1904) 年
4 月 第三大隊の第三中隊、第四中隊、第五中隊が
後備役となる。
8 月 日露戦争への動員発令、野戦第七師団を編成
9 月 屯田兵条例の廃止

明治 39 (1906) 年
4 月 屯田兵給与地規則を廃止

大正 8 (1919) 年
3 月 剣淵、士別屯田兵の兵役満期終了

屯田兵手帳

三十一

陸

軍

省

屯田兵村の概要

兵村名	入地年	所在地	主な原籍地	戸数
琴 似	明治 8-9	札幌市西区	宮城、福島	240
山 鼻	9	札幌市中央区	宮城、福島	240
江 別	11,14,17,18	江別市	福島、鳥取	220
野 幌	18-19	江別市	鳥取、鹿児島	225
東和田	19	根室市	新潟、福井	220
新琴似	20-21	札幌市北区	福岡、佐賀	220
輪 西	20,22	室蘭市	福岡、鳥取	220
西和田	21-22	根室市	鳥取、福岡	220
篠 路	22	札幌市北区	熊本、山口	220
南滝川	22-23	滝川市	山口、山形	222
北滝川	22-23	滝川市	山形、山口	218
北太田	23	厚岸町	山形、新潟	220
南太田	23	厚岸町	福井、石川	220
東永山	24	旭川市	宮城、山形	200
西永山	24	旭川市	徳島、岡山	200
美 唄	24-27	美唄市	徳島、愛媛	160
高志内	24-27	美唄市	徳島、高知	120
茶志内	24-27	美唄市	徳島、香川	120
上東旭川	25	旭川市	愛媛、香川	200
下東旭川	25	旭川市	愛媛、香川	200
西当麻	26	当麻町	徳島、広島	200
東当麻	26	当麻町	愛知、広島	200
南江部乙	27	滝川市	福岡、和歌山	200
北江部乙	27	滝川市	鳥取、石川	200